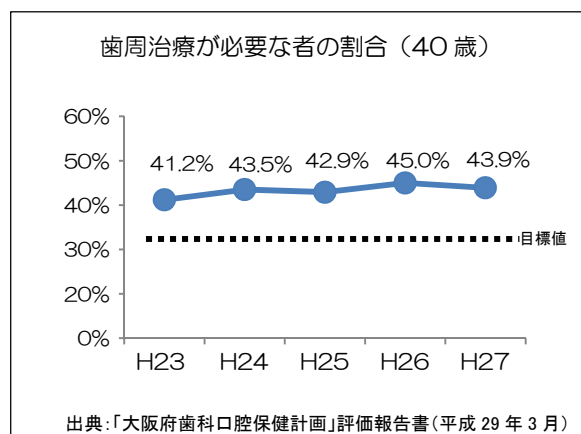
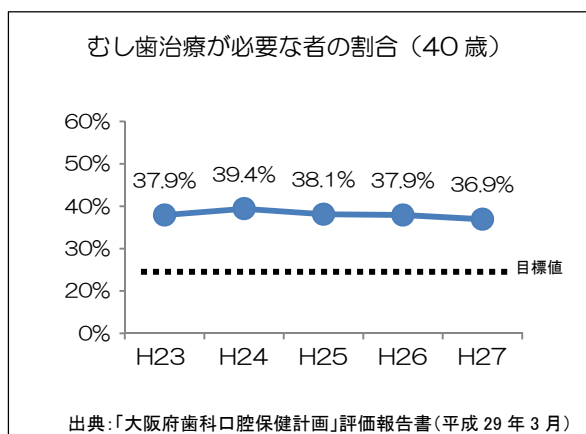


我が国の歯科口腔保健に関する施策は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び同法の規定に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」により総合的に推進されている。そのような中、大阪府では、平成26年3月に「大阪府歯科口腔保健計画」を策定し、本計画に基づく取組みを進めているところであり、平成29年3月に達成状況を評価し、資料1及び資料2に示す結果を得た。

以上のことを踏まえ、府の現状を改善するためにどのような取組みが必要か、資料1から6を参考とし、課題を挙げた上で、課題解決に向けた具体的な取組みを提案しなさい。また、提案した取組みを進める上で、府、市町村、関係機関等が果たすべき役割について、あなたの考えを述べなさい。

資料1 大阪府の歯科口腔保健の現状

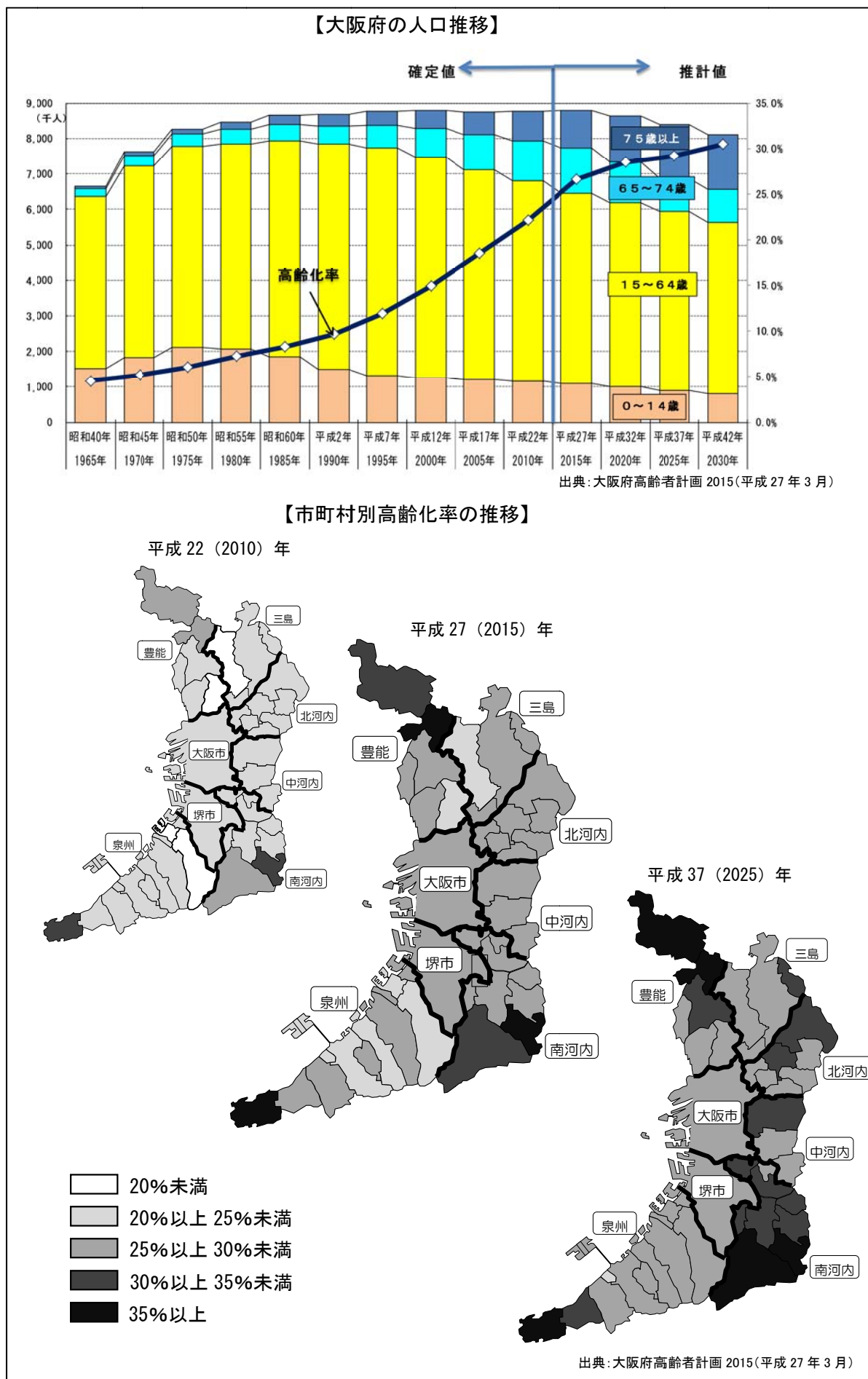


資料2 大阪府歯科口腔保健計画の達成状況

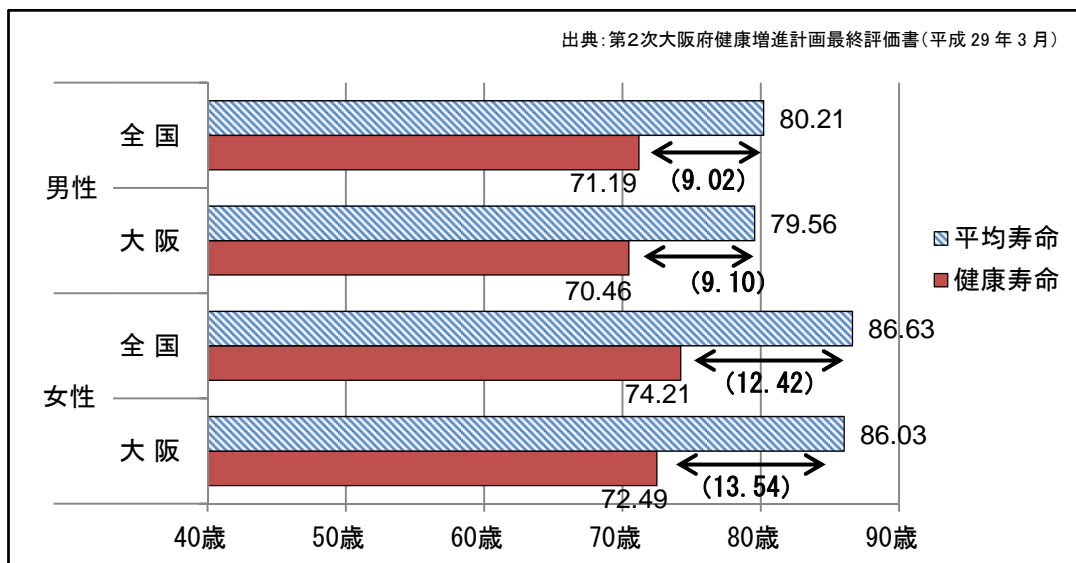
目標指標	対象年齢	目標設定時の値 (平成23年度)	直近値	目標値 (平成29年度)
むし歯治療が必要な者の割合の減少	40歳	37.9%	36.9% (平成27年度)	25%以下
歯周治療が必要な者の割合の減少	40歳	41.2%	43.9% (平成27年度)	33%以下
20本以上の歯を有する者の割合の増加	80歳	33.3%	42.1% (平成25~27年度平均)	40%以上
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	20歳以上	46.0%	51.4% (平成28年度)	55%以上
かかりつけ歯科医を有する者の割合の増加	20歳以上	68.5%	69.5% (平成28年度)	70%以上
咀嚼良好者の割合の増加	60歳以上	70.1%	65.9% (平成28年度)	75%以上

出典:「大阪府歯科口腔保健計画」評価報告書(平成29年3月)

資料3 大阪府の人口推移、市町村別高齢化率の推移



資料4 平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間）【平成25年】



資料5 地域保健法（抜粋）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

資料6 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（抜粋）

- 口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上を図る。
- 歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開することが重要である。
- う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。
- 食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。
- 障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。